

定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付金の支給について

このことについて、下記のとおりお知らせします。

記

1 概要

令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、物価高騰への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置を実施する方針が示されたことから、定額減税における減税額が所得税額・個人住民税所得割額を上回ることにより定額減税しきれないと見込まれる方へ当該給付金を支給するものです。

2 支給対象者

令和6年1月1日において、本市に住所を有している者（本市において令和6年度個人住民税が課税されている者）のうち、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する方（合計所得金額が1,805万円を超える方を除きます。）

- (1) 令和6年分所得税が課税される見込みの方若しくは令和6年度個人住民税所得割額が課税されている方又はそのいずれにも該当する方
- (2) 所得税の定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」を上回る方若しくは個人住民税所得割の定額減税可能額が「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る方又はそのいずれにも該当する方

※ 所得税の定額減税可能額は3万円×減税対象人数、個人住民税の定額減税可能額は1万円×減税対象人数となります。

※ 「令和6年分推計所得税額」は、令和6年度分個人住民税課税情報から推計した額をいいます。

3 支給額

次の(1)及び(2)の合計額（1万円未満の端数があるときは、切り上げた額）を支給します。

- (1) 所得税の定額減税可能額－令和6年分推計所得税額
- (2) 個人住民税の定額減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割額

4 対象送付件数

約13,000件

5 申請方法

(1) 調整給付金支給確認書による申請

調整給付金の支給対象となる方に対して「調整給付金支給確認書」を送付します。

当該確認書の内容を確認の上、必要事項を記入し、返送していただきます。

(2) オンライン方式による申請（ファストパス制度）

確認書の返送手続の負担軽減及び早期支給のために、オンライン申請（ファストパス制度）を併せて行います。通知に記載している二次元コード又は市ホームページから申請フォームにアクセスし、申請できます。

6 通知時期、申請期限及び支給時期

申請方法	通知時期	申請期限	支給時期
5の(1) 調整給付金支給確認書	令和6年 7月下旬	令和6年10月31日（木） ※郵送当日消印有効	申請確認後、概ね2週間
5の(2) ファストパス制度		令和6年10月31日（木）	

7 申請受付会場及びコールセンターの設置

(1) 申請受付会場

中部地区会館 406会議室（市役所本庁舎4階）

(2) コールセンター

武蔵村山市定額減税調整給付金及び低所得世帯に対する生活支援特別給付金
コールセンター

電話番号 0120-105-305

(3) 開設期間 令和6年7月16日（火）から同年10月31日（木）まで

(4) 開設時間

申請受付会場 平日午前8時30分から午後5時15分まで

コールセンター 平日午前8時30分から午後8時まで

8 市民への周知

市ホームページ、各種SNS、市報7月1日号及び7月15日号で周知します。